

平成二十七年四月一日

青森県教育委員会第七百九十五回定例会

場期 平成二十七年四月一日（木）
所 教育庁教育委員会室

会議次第

一開会

二報告

報告第一号 行政文書一部開示決定処分に対する異議申立てに係る決定について
(非公開の会議)

その他

平成二十七年度のいじめ防止対策について
懲戒処分に係る標準処分例について
平成二十八年度青森県公立学校教員採用候補者選考試験における改善事項について

平成27年度のいじめ防止対策について

1 子どもを取り巻く状況の把握力を高める。

- (1) 全ての県立高校生と小学校6年生、中学校3年生を対象に、「携帯端末の利用に関する調査」を実施してソーシャルネットワーキングサービス(SNS)等の利用実態を把握し、社会的、心理的影響に関して調査分析する。
- (2) SNS等の利用による社会的、心理的影響に関して、PTA各団体と連携し、県内6地区において保護者を対象とした啓発活動を行うとともに、教員の資質向上と意識啓発のための研修を実施する。
- (3) 摂食障害をはじめとする精神疾患や発達障害に対する理解を深め、「心の健康に関する教育」の充実を図るための教員研修を実施する。
- (4) 養護教諭対象の研修を充実させるとともに、養護教諭から専門家への相談ルートの整備について関係機関と連携しながら検討し、支援・協力体制の確立に努める。
- (5) 児童生徒を対象とした「自殺予防教育」の導入の在り方について調査研究するとともに、児童生徒が集団生活や学習活動等で日常的に感じるストレスへの対処の仕方を教員研修に取り入れる。
- (6) ソーシャルメディア等監視員を配置しSNS等の監視を行い、問題が把握された場合は学校へ情報を提供し、トラブルの未然防止に取り組む。

2 教育相談体制の更なる整備を図るなど学校を支援する体制を拡充する。

- (1) スクールカウンセラーを、平成26年度の144校の配置・派遣から、平成27年度は161校体制へ拡充する。また、スクールカウンセラーの資質向上のための研修会を開催する。
- (2) スクールソーシャルワーカーを、平成26年度の高校3人・教育事務所6人の配置から、平成27年度は高校6人・教育事務所12人体制へと拡充する。
- (3) 重大事態に対し「学校緊急サポートチーム」(仮称)のような第三者的な支援組織の導入の在り方について調査研究する。

3 いじめに関する学習機会を確保し、学校教育活動全体を通じていじめ防止教育を推進する。

- (1) いじめ防止等について、児童生徒が主体的に取り組み、「いじめをしない、見て見ぬふりはしない」よう、お互いを尊重し理解を深める話し合いや体験活動を充実させ、「いじめのない学校づくり」を推進する。
- (2) リーフレット「いじめを防ごうー大切な仲間だからー」を、県内全ての児童生徒に配布するとともに、教師向け活用例も教員に配布し、いじめ防止の学習に取り組んでいく。

(3) いじめの未然防止や発生時の対処の仕方、いじめ対応の事例等を総合的にまとめた「いじめ問題対応の手引き」（平成26年3月青森県教育委員会作成）の活用を図る。

4 学校・家庭・地域・関係機関との連携を一層進め、いじめ防止対策に取り組む。

- (1) P T A各団体、医師会、弁護士会、警察等の関係機関で組織する「青森県いじめ問題対策連絡協議会」を年2回開催（平成26年度から）し、各市町村教育委員会の参加も得て、情報共有や相互の取組に対する理解を深め、一層の連携を図る。
- (2) P T A各団体と連携し、保護者を対象に、いじめ防止に関する意識啓発を図るために、いじめ防止対策推進法の趣旨や内容を理解するための講演会を実施する。
- (3) 県警察本部が作成した「S T O P ! ネットトラブル」の動画（県警察本部ホームページ掲載、DVD版 小学校編、中学校・高校生編、保護者編）について、周知するとともに、各発達段階の異なるものを見せたり、各学校の保護者会やP T A集会時等でも繰り返し見せたりするなど活用を図る。
- (4) 「青少年健全育成県民運動」、「命を大切にする心を育む県民運動」が、いじめ根絶に向けた県民一体の運動となるよう、学校及び関係機関は積極的に参画し、より一層の連携を図る。

[その他]

懲戒処分に係る標準処分例

平成27年4月2日
青森県教育委員会

第1 目的

この標準処分例は、青森県教育委員会が任命する職員が、全体の奉仕者としてふさわしくない非行や違法行為（以下「非違行為」という。）を行った場合に想定される標準的な懲戒処分の量定を明らかにすることにより、職員の公務員としての自覚を求め、教育に携わる職員の非違行為の防止・抑制を図ることを目的とするものである。

第2 基本事項

この標準処分例は、代表的な事例を選び、青森県教育委員会における過去の事例等を参考に、標準的な懲戒処分の量定を示したものであり、具体的な処分量定については、

- ① 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか
- ② 故意又は過失の度合いはどの程度であったか
- ③ 非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか
- ④ 児童生徒、保護者、他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか
- ⑤ 過去に非違行為を行っているか

等を考慮の上、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等個別事案の内容を勘案し、総合的に判断するものとする。このため、個別の事案の内容によっては、この標準処分例に掲げる処分の種類以外となることもあり得る。

第3 懲戒処分の標準例

1 一般服務関係

(1) 欠勤

- ア 正当な理由なく10日以内の間勤務を欠いた職員は、減給又は戒告とする。
- イ 正当な理由なく11日以上20日以内の間勤務を欠いた職員は、停職又は減給とする。
- ウ 正当な理由なく21日以上の間勤務を欠いた職員は、免職又は停職とする。

(2) 遅刻・早退

勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた職員は、戒告とする。

(3) 休暇の虚偽申請

病気休暇又は特別休暇について虚偽の申請をした職員は、減給又は戒告とする。

(4) 勤務態度不良

勤務時間中に職場を離脱する等職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた職員は、減給又は戒告とする。

(5) 職場内秩序を乱す行為

- ア 他の職員に対する暴行により職場の秩序を乱した職員は、停職又は減給とする。
- イ 他の職員に対する暴言により職場の秩序を乱した職員は、減給又は戒告とする。

(6) 虚偽報告

事実をねつ造して虚偽の報告を行った職員は、減給又は戒告とする。

(7) 違法な職員団体活動

ア 地方公務員法第37条第1項前段の規定に違反して同盟罷業、怠業その他の争議行為をなし、又は県の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をした職員は、減給又は戒告とする。

イ 地方公務員法第37条第1項後段の規定に違反して同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった職員は、免職又は停職とする。

(8) 秘密漏えい

職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、免職又は停職とする。

(9) 政治的行為の制限違反

ア 地方公務員法第36条第1項若しくは第2項又は教育公務員特例法第18条第1項の規定に違反して政治的行為を行った職員は、減給又は戒告とする。

イ 地方公務員法第36条第3項又は教育公務員特例法第18条第1項の規定に違反して政治的行為を行うよう職員に求める等の行為をした職員は、停職又は減給とする。

ウ 公職選挙法第136条の2の規定に違反して公務員の地位を利用して選挙運動をした職員は、免職又は停職とする。

エ 公職選挙法第137条の規定に違反して、学校の児童生徒に対する教育上の地位を利用して選挙運動をした職員は、免職又は停職とする。

(10) 兼業の承認等を得る手続の怠

営利企業の役員等の職を兼ね、若しくは自ら営利企業を営むことの承認を得る手続又は報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員等を兼ね、その他事業若しくは事務に従事することの許可を得る手続を怠り、これらの兼業を行った職員は、減給又は戒告とする。

(11) 入札談合等に関する行為

県又は市町村が入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合をそそのかすこと、事業者その他の者に予定価格等の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行った職員は、免職又は停職とする。

(12) 個人の秘密情報の目的外収集

その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した職員は、減給又は戒告とする。

(13) セクシュアル・ハラスメント（他の者（児童生徒を除く。）を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動）

ア 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした職員は、免職又は停職とする。

イ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動（以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。）を繰り返した職員は、停職又は減給とする。この場合においてわいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積に

よる精神疾患に罹患したときは、当該職員は免職又は停職とする。

ウ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った職員は、減給又は戒告とする。

(14) 収賄

賄賂を收受した職員は、免職とする。

(15) 供応等

ア 職務に利害関係のある者から利益や便益の供与（社会通念上許される範囲のものを除く。）を受けた職員は、減給又は戒告とする。

イ アのうち、定期的に利益や便益の供与を受けるなど、常習性が認められる職員は、免職又は停職とする。

(16) 個人情報の盗難・紛失・流出

過失により個人情報を盗まれ、紛失し、又は流出させ、公務の運営に支障を生じさせた職員は、減給又は戒告とする。

2 児童生徒に対する非違行為関係

(1) 体罰

ア 体罰により、児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重大な後遺症を残す傷害を負わせた職員は、免職又は停職とする。

イ アに掲げるものを除くほか、体罰により、児童生徒に傷害を負わせた職員は、停職、減給又は戒告とする。

ウ ア及びイに掲げるものを除くほか、体罰を常習的に行っていった職員又は特に悪質な態様の体罰を行った職員は、停職、減給又は戒告とする。

(2) わいせつ行為等

ア 青森県青少年健全育成条例違反等のわいせつな行為をした職員は、免職とする。

イ わいせつな言辞等の性的な言動を繰り返した職員は、免職、停職又は減給とする。

ウ わいせつな言辞等の性的な言動を行った職員は、停職、減給又は戒告とする。

3 公金、県若しくは市町村の財産又は学校徴収金取扱関係

(1) 横領

公金、県若しくは市町村の財産又は学校徴収金（以下「公金等」という。）を横領した職員は、免職とする。

※ 学校徴収金とは、学校において保護者等から徴収する経費のうち、県又は市町村の歳入とせず、私費会計として処理するすべての経費をいう。

(2) 窃取

公金等を窃取した職員は、免職とする。

(3) 詐取

人を欺いて公金等を交付させた職員は、免職とする。

(4) 紛失

公金等を紛失した職員は、戒告とする。

- (5) 盗難
重大な過失により公金等の盗難に遭った職員は、戒告とする。
- (6) 県又は市町村の財産の損壊
故意に職場において県又は市町村の財産を損壊した職員は、減給又は戒告とする。
- (7) 失火
過失により職場において県又は市町村の財産の出火を引き起こした職員は、戒告とする。
- (8) 給与の違法支払・不適正受給
故意に法令に違反して給与を不正に支給した職員及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして給与を不正に受給した職員は、停職、減給又は戒告とする。
- (9) 公金等の処理不適正
自己保管中の公金の流用等公金等の不適正な処理をした職員は、減給又は戒告とする。
- (10) コンピュータの不適正使用
職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせた職員は、減給又は戒告とする。

4 公務外非行関係

- (1) 放火
放火をした職員は、免職とする。
- (2) 殺人
人を殺した職員は、免職とする。
- (3) 傷害
人の身体を傷害した職員は、停職又は減給とする。
- (4) 暴行・けんか
暴行を加え、又はけんかをした職員が人を傷害するに至らなかったときは、減給又は戒告とする。
- (5) 器物損壊
故意に他人の物を損壊した職員は、減給又は戒告とする。
- (6) 横領
 - ア 自己の占有する他人の物を横領した職員は、免職又は停職とする。
 - イ 遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した職員は、停職、減給又は戒告とする。
- (7) 窃盗・強盗
 - ア 他人の財物を窃取した職員は、免職又は停職とする。
 - イ 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した職員は、免職とする。
- (8) 詐欺・恐喝
人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた職員は、免職又は停職とする。
- (9) 賭博
 - ア 賭博をした職員は、減給又は戒告とする。
 - イ 常習として賭博をした職員は、停職とする。
- (10) 麻薬・覚せい剤等の所持又は使用
麻薬、覚せい剤等を所持又は使用した職員は、免職とする。

(11) 酗釈による粗野な言動等

酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした職員は、減給又は戒告とする。

(12) わいせつ行為

ア 淫行

18歳未満の者に対して、淫行をした職員は、免職とする。

イ 強制わいせつ

暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした職員は、免職とする。

ウ その他のわいせつ行為

ア及びイに掲げるもの以外のわいせつな行為を行った職員は、免職、停職又は減給とする。

5 交通法規違反関係

(1) 重大な義務違反（酒酔い運転又は酒気帯び運転（以下「飲酒運転」という。））

ア 飲酒運転

飲酒運転をした職員は、免職とする。

イ 飲酒運転者への車両提供等

飲酒運転をした職員に対し、車両若しくは酒類を提供し、若しくは飲酒をすすめた職員又は職員の飲酒を知りながら当該職員が運転する車両に同乗した職員は、飲酒運転をした職員に対する処分量定、当該飲酒運転への関与の程度等を考慮して、免職、停職、減給又は戒告とする。

(2) 飲酒運転以外の重大な義務違反（30km/時（高速道は40km/時）以上の速度超過・無免許運転・過労運転等）

ア 重大な義務違反により、人を死亡させた職員は、免職とする。

イ 重大な義務違反により、人に重傷又は軽傷を負わせ、若しくは物損事故を起こした職員は、免職、停職又は減給とする。

ウ 重大な義務違反のみである職員は、停職、減給又は戒告とする。

(3) 義務違反（重大な義務違反以外の自動車運転中における交通法規違反）

ア 義務違反により、人を死亡させた職員は、免職、停職又は減給とする。

イ 義務違反により、人に重傷を負わせた職員は、停職、減給又は戒告とする。

6 監督責任関係

(1) 指導監督不適正

部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた職員は、減給又は戒告とする。

(2) 非行の隠ぺい・黙認

部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した職員は、停職又は減給とする。

〔その他〕

平成27年4月2日
教育庁教職員課

平成28年度青森県公立学校教員採用候補者選考試験における改善事項

本県の教員採用候補者選考試験の受験者数は、平成24年度（23年度実施）から減少している。（一次受験者⑦1,878名：増減⑧+1、⑨△76、⑩△20、⑪△104、⑫△27）

その背景には、全国的に見て、本県の競争倍率が高く、他都道府県では本県に比べて退職者が多いため採用枠が広くなっていること、他都道府県（特に関東地方）に、本県から受験者が流出していることなどが考えられる。

そのため、優秀な教員の確保という観点から、平成28年度（27年度実施）教員採用候補者選考試験において、次の3点について改善し実施する。

1 他都道府県の現職教員は、一般・教職教養試験を免除する。

一般・教職教養試験の免除対象者

出願時に、現に他都道府県の国立学校又は公立学校の教諭又は養護教諭であり、実施年度末現在で3年以上の経験を有する者。

※ 臨時講師、臨時養護助教諭、期限付教諭等、任用の期限を付されている教員を除く。

（参考）

現に本県公立学校の県費負担である教諭又は養護教諭である者が他校種等を受験する場合は、一般・教職教養試験を免除してきたところである。（継続）

2 臨時講師又は臨時養護助教諭の経験者は、一般・教職教養試験を免除する。

一般・教職教養試験の免除対象者

直近の5年度前の4月1日から実施年度の5月31日まで（5年2カ月間）に、県内の国立学校又は公立学校の臨時講師又は臨時養護助教諭として、3年以上の経験を有する者。

※ 非常勤講師を除く。

3 受験資格の受験可能年齢を削除する。

（現状）

受験資格では、採用年度の4月1日時点での年齢を50歳以下としてきた。

ただし、現に国立学校又は公立学校の教諭、養護教諭、栄養教諭、実習助手、又は寄宿舎指導員（臨時の者は除く。）である者には、年齢制限は無い。

（参考）

平成11年度（10年度実施）教員採用候補者選考試験より、39歳以下から50歳以下に緩和している。